

＊＊資源再利用推進報奨金に関する提出書類記入例及び注意事項です。＊＊

(表)

団体登録申請書(下記、書類①)、口座届出書(書類②)、交付申請書(書類③・④)に必要事項を記入のうえ、
①と②は登録の時点で市役所生活環境課へ、③と④は半期ごとに提出してください。(書類⑤のみ押印必要)
下記の記入例を参考に、ご記入ください。また、裏面の注意事項もご確認いただきますようお願いします。
ご不明な点は、生活環境課(電話 23-8122)へお問合せください。

様式第1号(第5条関係)

(記入例)書類①

令和 年 月 日

小林市長様

団体名 ○○スポーツ同好会
代表者住所 小林市大字細野300
氏名 小林 太郎
連絡先 (電話) 23-8122

令和 年度 資源再利用推進事業実施団体登録申請書

小林市資源再利用推進事業報奨金交付要綱第5条の規定により回収実施団体として次のとおり申請します。

記

- (1)回収品目(番号に○印を付けてください。)
1 古紙類 2 空きびん類(油びんは除く。) 3 アルミ缶
4 スチール缶 5 金属類(アルミ缶・スチールを除く。)
6 ペットボトル 7 廃食用油 8 その他の有価物
- (2)回収計画(回収月を○で囲んでください。)
回収回数 年 2 回 計画月 4月 (5月) 6月 7月
8月 9月 10月 11月
12月 1月 (2月) 3月
- (3)回収参加世帯(人数)約 15 世帯(人数)
- (4)回収業者(予定) ○×酒店

※添付書類 指定口座届出書

様式第3号(第6条関係)

(記入例)書類③

令和 X 年 X 月 X 日

↑記入しないでください

小林市長様

団体名 ○○スポーツ同好会
代表者住所 小林市大字細野300
氏名 小林 太郎
連絡先 ×××-△△△△-○○○○

令和 年度(期)資源再利用推進報奨金交付申請書

小林市資源再利用推進事業報奨金交付要綱第6条第1項の規定により、
報奨金 報奨金合計 円の交付を申請します。なお、内訳については、別添「報奨金内訳書」とおりです。
合計額は生活環境課で記入します

様式第4号(第6条関係)

(記入例)書類④

令和 年度(期)報奨金内訳書

団体名

回収時期	前期	令和 年 月～令和 年 月
	後期	令和 年 月～令和 年 月

品目	回収量	単価(円)	報奨金(円)	備考
古紙類	kg	4	回収量×単価	
アルミ缶	kg	5		
スチール缶	kg	7		
金属類(アルミ缶・スチール缶を除く。)	kg	53		
空き瓶(633cc以上)	本	2		
空き瓶(633cc未満)	本	2		
ペットボトル	kg	5		
廃食用油	kg			
合計				

※資源物回収業者から受け取った資源物の搬入数量が分かる伝票(原本)を添付すること。

(記入例)書類②

令和 年 月 日

指定口座届出書

有価物回収に係る報奨金の交付は、口座振込しております。
つきましては、貴団体の指定口座について、下記事項を記入のうえ団体登録申請書と一緒に提出してください。また、申請者と口座名義が違う場合は委任状を提出してください。

記

1. 団体名 ○○スポーツ同好会
2. 金融機関名 銀行 金庫 支店
宮崎 農協 小林 出張所
3. 口座番号 普通 当座 No. 00001 * *
4. カタカナ 口座名義 ○○ドウコウカイ コバヤシ タロウ
○○同好会 小林 太郎
(通帳に記載されているとおり正確に記入してください)

注意 ①指定口座の変更や名義変更がございましたら、必ず変更の手続きを生活環境窓口におこしいただき行ってください。
②ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、見開き部分の銀行使用欄に印字されている、【店名】・【店番】・7桁の【口座番号】をご記入ください。

(記入例)書類⑤

令和 年 月 日

代表者名と口座名義が違う場合は、提出が必要です。
※名義が団体名(個人名無し)のみの場合は不要。

委任状

小林市長様

(委任者) 団体名 ○○スポーツ同好会
住所 小林市細野300番地
氏名 小林 太郎

私は、令和 年度資源再利用推進事業報奨金(前期・後期分)の受領につきましては、下記の者に委任します。

(受任者) 住所 小林市東方●●●番地

氏名 清掃 花子

※口座名義の方の住所と氏名をご記入ください

生活環境課で内容を確認し、書類③の報奨金合計額を記入させていただきます。

「予定」で結構です

記入をお願いします

【注意事項】

(裏)

1、団体登録申請について

- ・団体登録申請書（書類①と②）は、**年度ごと**の提出（登録）が必要です。
- ・申請者は**団体の会長**になります。会計の方等ではありませんのでご注意ください。
- ・電話番号は日中連絡の取れる番号を記入してください。
- ・団体の会長や指定口座などの変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
※変更の届出が必要です。

2、報奨金交付申請について

- ・報奨金申請の際には、報奨金交付申請書と内訳書（書類③と④）と資源回収業者から受け取った**売上伝票の原本**（業者の印、団体名、日付を確認の上）を提出してください。
- ・前期は4月から9月分、後期は10月から3月分をまとめて提出ください。
- ・交付申請書の**提出期限**は、**前期は9月末日。後期は3月末日**です。

※提出が遅れる場合は、必ず生活環境課へご連絡ください。

生活環境課から未申請団体へ提出確認の連絡は行いません。

連絡無く遅れた場合は、報奨金のお支払いが出来ない場合がありますのでご注意ください。

3、報奨金の支払いについて

- ・報奨金の支払いは年2回になります。
前期（4月～9月申請）分 → 10月下旬から11月上旬頃支払
後期（10月～3月申請）分 → 4月下旬から5月上旬頃支払
- ・支払日については、申請者（団体の会長）へ通知を送付します。

※窓口へ書類を持って来られる方は、申請者（団体の会長）以外の方でも構いません。

〒886-8501
小林市細野300番地
小林市役所 生活環境課
電話:0984-23-8122
FAX:0984-23-0233